

令和3年12月議会 議案説明補足資料

ページ
(右下)

- 指定管理者募集要項 1 頁
(福岡市油山市民の森)

- 指定管理者募集要項 15 頁
(油山牧場)

- 農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会議事録
・令和3年度第2回議事録 29 頁
(応募団体ヒアリング、選定委員の意見聴取)

農 林 水 産 局

指定管理者募集要項

農林業ふれあい施設

○福岡市油山市民の森

令和3年9月

福岡市農林水産局

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	・・・	2
2	農林業ふれあい施設について	・・・	2
3	指定期間	・・・	2
4	管理・運營業務内容	・・・	2
5	管理・運営経費について	・・・	3
6	応募について	・・・	4
7	募集手続等について	・・・	5
8	選定について	・・・	8
9	選定後の流れについて	・・・	10
10	協定について	・・・	11
11	モニタリング	・・・	11
12	その他	・・・	12

別紙1 指定管理者応募様式集

別紙2 指定管理者管理運営仕様書

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

2 農林業ふれあい施設について

この募集要項において指定管理者を募集する農林業ふれあい施設とは、福岡市農林水産局が所管する下記の施設をいいます。

- 福岡市油山市民の森

(1) 施設の役割

福岡市油山市民の森は、明治100周年事業として、市民に森林を開放して美しい自然環境及び自然観察の場を与え、自然愛護に対する意識の高揚に資するとともに林業の普及改良を図ることを目的とし、民間団体を中心とする「市民の森運動本部」をはじめ、市民参加のもとに整備され、昭和44年に開園しました。また、昭和63年には野鳥や昆虫など小動物とのふれあいの場として自然観察の森が開園しました。

緑の憩いの場として、ハイキング、キャンプ、アスレチック、自然観察、森林浴などの様々な目的で広く市民に利用されています。

(2) 施設の概要

ア 所在地	福岡市城南区大字東油山、南区大字桧原、柏原
イ 敷地面積	93.7ha
ウ 主な施設	管理センター、自然観察センター、展望台、公衆便所、駐車場、自然観察の森、花木園、つばきの森、世界の樹木園、県木の森、もみじ谷、遊具施設、キャンプ場、つり橋
エ 設置年月	昭和44年4月（自然観察の森 昭和63年4月）

(3) 施設に附属する備品

備品については、無償で貸与します。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

4 管理・運營業務内容

管理・運營業務内容の詳細については、「指定管理者 管理運営仕様書」のとおりです。

5 管理・運営経費について

(1) 管理・運営に関し本市が負担する令和4年度指定管理料の上限（税込）

97,150千円

（実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定書を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。）

(2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。（ただし、修繕費及び備品購入費については除く。）

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 管理費（※修繕費及び備品購入費（年度末に精算します。）、光熱水費、保守管理費等）
- ④ 事業費

<修繕費の取扱い>

- ・修繕については、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、各施設下記の金額を修繕費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。ただし、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとします。
- ・なお、修繕を行う場合は、原則、市との事前協議が必要です。（軽微なもの（10万円以内）及び緊急を要するものを除く。）

550千円（税込）

<備品購入費の取扱い>

- ・公の施設に必要な備品は、本来、市が直接購入すべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、各施設下記の金額を備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。ただし、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとします。
- ・備品とは、購入価格が概ね税込5万円以上かつ耐用年数が2年以上のものをいいます。なお、指定管理料で購入した備品の帰属は、本市となります。

550千円（税込）

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料については、毎月、概算でお支払いします。(具体的な支払方法等は、協定等で定めます。)

(4) 管理口座

指定管理料及び収入は、当該指定管理業務専用の口座を用意し、他の事業等で使用している口座とは別に管理してください。

6 応募について

(1) 応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること

・個人での応募はできません。

・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。

② 応募団体（グループの場合、代表構成団体及び構成団体）は、福岡市内に事務所を置くものとします。

③ 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

a 福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの

b 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの

c 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- e 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。

(2) 留意事項

- ① 接触の禁止
選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ② 重複応募の禁止
施設ごとに、1団体（グループ）につき、応募は1件とします。同一施設について、同一団体（グループ）が複数の応募を行うことや、他のグループの代表構成団体及び構成団体になることはできません。
- ③ 応募内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募書類の取扱い
応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑥ 応募の辞退
応募書類を提出した後に辞退する際には取下げ書（様式 12）を提出してください。
- ⑦ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- ⑧ 応募書類の追加
市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- ⑨ 提出書類の取扱い・著作権
団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。
なお、農林業ふれあい施設の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

7 募集手続等について

(1) 指定管理者の募集スケジュール

- ① 募集要項の配布 9月22日
- ② 募集要項に関する質問の受付 9月24日 ~ 9月29日
- ③ 募集要項に関する質問の回答 10月 1日
- ④ 応募書類の受付 10月 4日 ~ 10月 7日

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項の配布

配布日 : 令和3年9月22日(水)

配布場所: 福岡市農林水産局総務農林部森林・林政課

② 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間: 令和3年9月24日(金)～9月29日(水) 17時まで

受付方法: 質問書(様式11)に記入のうえ、問い合わせ先(13ページ記載)まで
電子メールに添付して送付してください。

③ 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、質問者に対して電子メール又はFAXにて回答します。

(3) 応募書類

応募時に次の書類をそれぞれ6部(原本1部、コピー5部)提出してください。なお、様式の規格は、A4縦とします。

① 指定申請書(様式1)

グループによる応募の場合は、付属資料として、共同事業体協定書の写し及び共同事業体応募構成書(様式2)を提出してください。

② 事業者に関する書類

a 団体概要説明書(様式3)

b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書 (設立2年以内の場合は、設立後の事業報告書)

d 法人にあっては、

i 当該法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)

ii 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)

iii 貸借対照表(過去3年分)

iv 損益計算書(過去3年分)及び付属書類

〈付属書類〉

・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細

・その他人件費が含まれる費用があればその明細

v 人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。)

vi 役員名簿(氏名・フリガナ・性別・生年月日)(様式4)

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- e その他の団体にあつては、
 - i 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書（設立2年以内の場合は、設立後の収支決算書）
 - ii 財産目録
 - iii 所得税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - iv 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - v 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力の程お願いいたします。

③ 提案書

指定管理業務の事業計画書（様式5） ※記入についての枚数制限はありません。

④ 指定管理の実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式は任意）（他都市での指定管理の実績も含む。）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）

※暴力団排除に関する誓約書については、福岡市の競争入札有資格者名簿に登録されていない団体の場合のみ提出してください。

⑥ 団体運営における法令等の遵守状況に関する申告書

a 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式7）

b 福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式8）及びその添付書類

※bは、aの申立書において「該当がある」とした場合のみ提出してください。

⑦ 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式9）

※中小企業の活性化に係る評価に関する申立書については、中小企業（みなし大企業を除く）に該当する団体の場合のみ提出してください。

⑧ その他、本市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年10月4日（月）～10月7日（木）

10時～17時（12時～13時を除く）

受付方法：持参による提出

受付先：問い合わせ先（13ページ記載）に同じ

8 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、非公募により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会とは、

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。

など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

(3) 選定の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。その結果、応募に関する制限事項及び禁止事項に該当すると認められた団体は、ヒアリングに参加することができません。その場合は、該当する団体あてに郵送にて通知します。

② ヒアリングの実施

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。

開催日時：令和3年10月中旬（予定）

*ヒアリングの実施方法の詳細については、別途通知します。

(4) 選定における評価基準について

応募内容を以下の基準により審査し、福岡市油山市民の森を適切に管理することができる団体を選定します。

[1] 施設運営の考え方 (5点)

施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。

[2] 業務遂行力 (90点)

施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。

- ① 経営の安定性
- ② 年間計画
- ③ 要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画
- ④ 危機管理・安全対策
- ⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除
- ⑥ 環境への配慮

[3] 施設の効用の発揮 (80点)

施設の効用を十分発揮できる団体であるか。

- ① 利用者サービスの質の確保・向上
- ② 効果的な集客・利用促進
- ③ 地域やボランティアとの連携
- ④ 効率化への取組

[4] 収支計画 (20点)

提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。

[5] 地場中小企業の活性化 (5点)

地場中小企業の活性化及び育成を図るため、応募団体（グループの場合、構成団体のいずれか）が要件に該当する場合に加点する。

[6] 団体運営における法令等の遵守状況 (審査項目に該当する場合、5点を減点)

法令等を遵守した運営を行う団体であるか。

(5) 候補者の選定方法

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

- ① 選定委員ごとに、審査項目の配点に基づき、各団体の評価点を集計するとともに、上記(4)〔5〕又は〔6〕に該当する団体については加点又は減点を行います。団体ごとに評価点の平均を算出し、最低制限基準点(117点)に満たない場合は、団体に提案内容の改善を指示します。
- ② ヒアリングの結果、改善を指示した提案事項については、事務局が指定する日までに改善計画書(様式10)を提出していただきます。
- ③ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、市が指定管理者の候補者として適否を決定します。

9 選定後の流れについて

(1) 選定後のスケジュール

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 選定結果の通知 | 令和3年10月下旬予定 |
| ② 指定管理者の候補者の公表 | 10月下旬予定 |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 11月中旬予定 |
| ④ 指定管理者の指定(基本協定締結) | 12月予定 |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結 | 令和4年4月1日予定 |

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表構成団体宛に通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

(3) 選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、指定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

(4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。(12月予定)

(5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

10 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

(1) 基本協定

- ① 管理業務の基本的項目（業務の範囲、指定の期間等）
- ② 実施協定の締結
- ③ 経理に関する事項
- ④ 事業の報告、モニタリング等に関する事項
- ⑤ 委託料の支払に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ 情報公開及び秘密の保持に関する事項
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する事項
- ⑨ 指定の取消に関する事項
- ⑩ 指定期間終了時に関する事項
- ⑪ 法令、条例等に関する事項
- ⑫ その他市が必要と認める事項

(2) 実施協定

基本協定に基づき、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

11 モニタリング

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、評価（指定管理者自己評価、市による総合評価）を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出していただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

12 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

農林業ふれあい施設の各施設における関連する法令については、「指定管理者 管理運営仕様書」に記載しています。

(2) 引継業務

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。引継業務等における人件費等の費用はすべて指定管理者として指定された団体の負担となります。また、新しく指定管理者が変わる場合は、同様に次期指定管理者への引継業務を実施してください。

- ① 従前の指定管理者からの業務引継
- ② 事業計画書作成業務 など

(3) 油山市民の森等リニューアル事業準備工事等についての協力

本市では、油山市民の森と油山牧場の一体的なリニューアル及び管理運営事業を行うことを目的に、新たな事業者を公募し、令和5年4月から新しい事業者による指定管理を開始することとしております。つきましては、令和4年度中にその準備のための工事等を行いますので、予め了承ください。

(4) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(5) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

(6) 第三者への委託について

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(7) 損害賠償と賠償補償保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、下記の支払限度額を充たす賠償補償保険へ加入してください。

- ・身体事故 1億円（1名につき）、10億円（1事故につき）
- ・財物事故 2千万円（1事故につき）

(8) 問い合わせ

<主催者及び事務局>
〒810-8620
福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎14階）
農林水産局 総務農林部 農業振興課 指定管理候補者募集担当
TEL：092-711-4852
FAX：092-714-4033
E-mail：n-shinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp
※電子メールを送信の際は、件名冒頭に「【油山市民の森の指定管理
について】」と入力してください。

指定管理者募集要項

農林業ふれあい施設

○油山牧場

令和3年9月

福岡市農林水産局

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	・・・	2
2	農林業ふれあい施設について	・・・	2
3	指定期間	・・・	2
4	管理・運營業務内容	・・・	2
5	管理・運営経費について	・・・	3
6	応募について	・・・	4
7	募集手続等について	・・・	5
8	選定について	・・・	8
9	選定後の流れについて	・・・	10
10	協定について	・・・	11
11	モニタリング	・・・	11
12	その他	・・・	12

別紙1 指定管理者応募様式集

別紙2 指定管理者管理運営仕様書

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

2 農林業ふれあい施設について

この募集要項において指定管理者を募集する農林業ふれあい施設とは、福岡市農林水産局が所管する下記の施設をいいます。

- 油山牧場（以下「牧場」といいます。）

（1）施設の役割

本市の牧場については、公共育成牧場として強健な乳用後継牛を育成し、本市畜産業の振興を図ることを目的として、昭和48年4月に開場し、その後ふれあい牧場としての機能を付加し、平成8年7月に再開場しました。

牧場では、畜産の振興を図るとともに市民に家畜や自然とのふれあいの場を提供するための施設運営や事業の展開が行われており、今後、牧場が多くの市民に利用され、畜産業及び農業理解の促進がなされることが、牧場の役割と考えています。

（2）施設の概要

ア 所在地	福岡市南区大字桧原字夫婦石及び大字柏原字西山田
イ 敷地面積	47.47ha
ウ 主な施設	牧場用施設等：牧野用施設、基盤施設等 ふれあい施設等：畜産資料展示館、ふれあい家畜舎、搾乳牛舎、 市民研修施設、畜産加工研修施設、管理棟等
エ 設置年月	昭和48年4月、公共育成牧場として開場 平成 8年7月、観光牧場として再開場

（3）施設に附属する備品

備品については、無償で貸与します。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

4 管理・運營業務内容

管理・運營業務内容の詳細については、「指定管理者 管理運営仕様書」のとおりです。

5 管理・運営経費について

(1) 管理・運営に関し本市が負担する令和4年度指定管理料の上限（税込）

152,200千円

（実際にお支払いする指定管理料は、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、実施協定書を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。）

(2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。ただし、展示家畜飼養管理業務 及び 交通整理・駐車場警備業務（以下、「精算対象業務」といいます。）、修繕費、備品購入費については、年度終了後の実績報告に基づき精算を行い、その結果余剰が生じた場合は市へ返納するものとします。

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 管理費（精算対象業務、修繕費、備品購入費、光熱水費、保守管理費等）
- ④ 事業費

<修繕費の取扱い>

- ・修繕については、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、下記の金額を修繕費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納するものとしませんが、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとします。なお、精算対象業務、備品購入費との間での流用を可能とします。
- ・修繕を行う場合は、原則、市との事前協議が必要です。（軽微なもの（100万円以内）及び緊急を要するものを除く。）

5,500千円（税込）

<備品購入費の取扱い>

- ・公の施設に必要な備品は、本来、市が直接購入すべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、下記の金額を備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納するものとしませんが、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとします。なお、精算対象業務、修繕費との間での流用を可能とします。
- ・備品とは、購入価格が概ね税込5万円以上かつ耐用年数が2年以上のものをいいます。なお、指定管理料で購入した備品の帰属は、原則、本市となります。
- ・購入価格が30万円以上の備品を購入する場合は、原則、市との事前協議が必要です。

1,100千円（税込）

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料については、毎月、概算でお支払いします。(具体的な支払方法等は、協定等で定めます。)

(4) 管理口座

指定管理料及び収入は、当該指定管理業務専用の口座を用意し、他の事業等で使用している口座とは別に管理してください。

6 応募について

(1) 応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること

・個人での応募はできません。

・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。

② 応募団体（グループの場合、代表構成団体及び構成団体）は、福岡市内に事務所を置くものとします。また、油山牧場において公共育成を行い、展示家畜の飼養、油山牧場の管理運営を安定して行うことができる能力を有することとします。

③ 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

a 福岡市契約事務規則（昭和 36 年福岡市規則第 16 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもの

b 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの

c 自らの責めに帰すべき事由により、5 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

- e 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの。

(2) 留意事項

- ① 接触の禁止
選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ② 重複応募の禁止
施設ごとに、1団体（グループ）につき、応募は1件とします。同一施設について、同一団体（グループ）が複数の応募を行うことや、他のグループの代表構成団体及び構成団体になることはできません。
- ③ 応募内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募書類の取扱い
応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑥ 応募の辞退
応募書類を提出した後に辞退する際には取下げ書（様式 12）を提出してください。
- ⑦ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- ⑧ 応募書類の追加
市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- ⑨ 提出書類の取扱い・著作権
団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。
なお、農林業ふれあい施設の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

7 募集手続等について

(1) 指定管理者の募集スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 募集要項の配布 | 9月22日 |
| ② 募集要項に関する質問の受付 | 9月24日 ~ 9月29日 |
| ③ 募集要項に関する質問の回答 | 10月 1日 |
| ④ 応募書類の受付 | 10月 4日 ~ 10月 7日 |

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項の配布

配布日 : 令和3年9月22日(水)

配布場所: 福岡市農業振興課

② 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間: 令和3年9月24日(金)～9月29日(水) 17時まで

受付方法: 質問書(様式11)に記入のうえ、問い合わせ先(13ページ記載)まで
電子メールに添付して送付してください。

③ 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、質問者に対して電子メール又はFAXにて回答します。

(3) 応募書類

応募時に次の書類をそれぞれ6部(原本1部、コピー5部)提出してください。なお、様式の規格は、A4縦とします。

① 指定申請書(様式1)

グループによる応募の場合は、付属資料として、共同事業体協定書の写し及び共同事業体応募構成書(様式2)を提出してください。

② 事業者に関する書類

a 団体概要説明書(様式3)

b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書 (設立2年以内の場合は、設立後の事業報告書)

d 法人にあっては、

i 当該法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)

ii 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)

iii 貸借対照表(過去3年分)

iv 損益計算書(過去3年分)及び付属書類

〈付属書類〉

・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細

・その他人件費が含まれる費用があればその明細

v 人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト)。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。)

vi 役員名簿(氏名・フリガナ・性別・生年月日)(様式4)

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- e その他の団体にあつては、
 - i 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書（設立2年以内の場合は、設立後の収支決算書）
 - ii 財産目録
 - iii 所得税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - iv 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - v 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力の程お願いいたします。

③ 提案書

指定管理業務の事業計画書（様式5） ※記入についての枚数制限はありません。

④ 指定管理の実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式は任意）（他都市での指定管理の実績も含む。）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）

※暴力団排除に関する誓約書については、福岡市の競争入札有資格者名簿に登録されていない団体の場合のみ提出してください。

⑥ 団体運営における法令等の遵守状況に関する申告書

a 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式7）

b 福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式8）及びその添付書類

※bは、aの申立書において「該当がある」とした場合のみ提出してください。

⑦ 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式9）

※中小企業の活性化に係る評価に関する申立書については、中小企業（みなし大企業を除く）に該当する団体の場合のみ提出してください。

⑧ その他、本市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年10月4日（月）～10月7日（木）

10時～17時（12時～13時を除く）

受付方法：持参による提出

受付先：問い合わせ先（13ページ記載）に同じ

8 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、非公募により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会とは、

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。

など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

(3) 選定の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。その結果、応募に関する制限事項及び禁止事項に該当すると認められた団体は、ヒアリングに参加することができません。その場合は、該当する団体あてに郵送にて通知します。

② ヒアリングの実施

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。

開催日時：令和3年10月中旬（予定）

*ヒアリングの実施方法の詳細については、別途通知します。

(4) 選定における評価基準について

応募内容を以下の基準により審査し、牧場を適切に管理することができる団体を選定します。

〔1〕施設運営の考え方（5点）

施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。

〔2〕業務遂行力（90点）

施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。

- ① 経営の安定性
- ② 年間計画
- ③ 要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画
- ④ 危機管理・安全対策
- ⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除
- ⑥ 環境への配慮

〔3〕施設の効用の発揮（80点）

施設の効用を十分発揮できる団体であるか。

- ① 利用者サービスの質の確保・向上
- ② 効果的な集客・利用促進
- ③ 地域やボランティアとの連携
- ④ 効率化への取組

〔4〕収支計画（20点）

提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。

〔5〕地場中小企業の活性化（5点）

地場中小企業の活性化及び育成を図るため、応募団体（グループの場合、構成団体のいずれか）が要件に該当する場合に加点する。

〔6〕団体運営における法令等の遵守状況（審査項目に該当する場合、5点を減点）

法令等を遵守した運営を行う団体であるか。

(5) 候補者の選定方法

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

- ① 選定委員ごとに、審査項目の配点に基づき、各団体の評価点を集計するとともに、上記(4)〔5〕又は〔6〕に該当する団体については加点又は減点を行います。団体ごとに評価点の平均を算出し、最低制限基準点(117点)に満たない場合は、団体に提案内容の改善を指示します。
- ② ヒアリングの結果、改善を指示した提案事項については、事務局が指定する日までに改善計画書(様式10)を提出していただきます。
- ③ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、市が指定管理者の候補者として適否を決定します。

9 選定後の流れについて

(1) 選定後のスケジュール

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 選定結果の通知 | 令和3年10月下旬予定 |
| ② 指定管理者の候補者の公表 | 10月下旬予定 |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 11月中旬予定 |
| ④ 指定管理者の指定(基本協定締結) | 12月予定 |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結 | 令和4年4月1日予定 |

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表構成団体宛に通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

(3) 選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、指定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

(4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。(12月予定)

(5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

10 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

(1) 基本協定

- ① 管理業務の基本的項目（業務の範囲、指定の期間等）
- ② 実施協定の締結
- ③ 経理に関する事項
- ④ 事業の報告、モニタリング等に関する事項
- ⑤ 委託料の支払に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ 情報公開及び秘密の保持に関する事項
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する事項
- ⑨ 指定の取消に関する事項
- ⑩ 指定期間終了時に関する事項
- ⑪ 法令、条例等に関する事項
- ⑫ その他市が必要と認める事項

(2) 実施協定

基本協定に基づき、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

11 モニタリング

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、評価（指定管理者自己評価、市による総合評価）を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出していただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

12 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

農林業ふれあい施設の各施設における関連する法令については、「指定管理者 管理運営仕様書」に記載しています。

(2) 引継業務

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。引継業務等における人件費等の費用はすべて指定管理者として指定された団体の負担となります。また、新しく指定管理者が変わる場合は、同様に次期指定管理者への引継業務を実施してください。

- ① 従前の指定管理者からの業務引継
- ② 事業計画書作成業務 など

(3) 油山市民の森等リニューアル事業準備工事等についての協力

本市では、油山市民の森と油山牧場の一体的なリニューアル及び管理運営事業を行うことを目的に、新たな事業者を公募し、令和5年4月から新しい事業者による指定管理を開始することとしております。つきましては、令和4年度中にその準備のための工事等を行いますので、予め了承してください。

(4) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(5) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

(6) 第三者への委託について

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(7) 損害賠償と賠償補償保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、下記の支払限度額を充たす賠償補償保険へ加入してください。

- ・身体事故 1億円（1名につき）、10億円（1事故につき）
- ・財物事故 2千万円（1事故につき）

(8) 問い合わせ

<主催者及び事務局>

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎14階）

農林水産局 総務農林部 農業振興課 指定管理候補者募集担当

TEL：092-711-4852

FAX：092-714-4033

E-mail：n-shinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

※電子メールを送信の際は、件名冒頭に「【油山牧場の指定管理について】」
と入力してください。

農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会（令和3年度第2回）議事録

1 日時

令和3年10月18日（月）午後1時～午後3時

2 場所

ふくふくプラザ6階 603研修室

3 出席者

(1) 委員

委員長 甲斐 諭
委員 八島 雄士
委員 田代 俊子
委員 堤 晃司

(2) 事務局

農業振興課（吉村、岩倉、荒木）
森林・林政課（野見山、山口）

4 議事等

(1) 開会

(2) 審査の進め方について

<事務局から、選定委員会のスケジュール、審査手順について説明>

(3) 審査の実施

①福岡市油山市民の森

・一般財団法人福岡市市民の森協会

<応募者から、提案書によるプレゼンテーション実施>

(質疑応答)

委員：入山者数はどのように把握しているのか。

応募者：駐車台数や入口駐車場からの徒歩入山者数のほか、登山道や油山牧場からの入山者を含む推計値である。

委員：市民の森に駐車して油山牧場まで行く場合、油山牧場から戻ってくるのは大変だと思うが、園内の交通手段について何か考えはあるか。

応募者：3月から11月の日曜日及び祝日については、園内を通るアクセスバスがある。

委員：車を持たない若者がバスを活用して来園するなど、これまでとは異なる層の来園はあるか。

応募者：バスの乗客の特性については把握していないが、高齢者や子供連れの方が利用されている印象がある。

委員：バス事業者と連携し利用者層が把握できれば、より効果的な時間帯に運行することも可能になると思う。

委員：新型コロナ対策として来園者との接触を避ける必要がある一方、昨今の風雨による被害など、安全面でのケアが必要なこともあると思う。そのバランスをとるうえで、困っていることや今後取り組みたいことがあれば教えてほしい。

応募者：風雨による被害が想定される場合、開園後すぐに園内を巡回し、倒木や土砂流出の応急対応を行っている。職員での対応が難しい場合は通行止めにするほか、大規模な被害が発生した場合は市と協議のうえ、臨時閉園とすることもある。閉園とする場合の意思決定のスピードについては、市にサポートいただければと思っている。

委員：危険な場所について、SNSを活用して周知しているのか。

応募者：そのとおり。また、園内放送を活用し、雷注意報などを来園者に案内しているほか、SNSを活用し、市民の森の現在の天候について情報提供している。

委員：フォロワー数も増える可能性がある、良い取り組みだと思う。

委員：キャンプ需要はどうか。

応募者：令和元年度からテントサイトを15区画用意して営業しているが、令和3年10月の土曜日の枠はほとんどが予約済みであり、人気が高い。15区画のうち、広い区画は3つしかないのですが予約で埋まる傾向にあるが、狭い区画もソロキャンパーに人気があり、平日も利用されている。

委員：令和2年度は来園者数が増えたということだが、何か新しい取り組みを行ったり、来園者の利用の仕方が変わったりしたのか。

応募者：水の森について広報を充実させたところ、浮き輪をもった子供連れの来園者がかなり増えた。SNSの効果だと思うが、若者の来園も増えたように思う。また、撮影会を行うコスプレイヤーの利用もある。

委員 : コロナ禍で来園者を増やす 又は 維持するためには、色々な所との連携が必要になってくる。現在も、地域、ボランティア、大学との連携はあるようだが、新たな取組みがあれば教えてほしい。

応募者 : ボランティア団体との連携を強化しているほか、「キャンプ女子」と連携して、市民の森内にてグランピングができるようにした事例がある。また、地域団体の「樋井川村」や近隣施設とも連携を図っている。

委員 : 近隣には大学もあるため、大学と連携してボランティアを募るなども有効ではないかと思う。

応募者 : 連携が可能かどうか、複数の大学と協議を始めているところである。

②油山牧場

・一般社団法人福岡市乳牛育成協会

<応募者から、提案書によるプレゼンテーション実施>

(質疑応答)

委員 : 連携についてお尋ねしたい。これまで以上に連携の進んだものや、計画段階のものも含めて新たな連携があれば教えてほしい。

応募者 : 新型コロナの感染状況をふまえながら職場体験の受入れを行っている。令和3年度には新たに、特別支援学校からの受入れを行い、体験者及び学校から高く評価していただいた。また、福岡県の青少年育成にかかる非行防止の取組みとして、11月に体験の受入れを行う予定である。

委員 : 近隣施設との連携はどうか。

応募者 : 大規模なイベントの開催は困難な状況にあるが、講座単位の小規模なイベントについて、市民の森と連携して開催している。

委員 : 令和2年度について、市民の森は来園者数が増えているが、油山牧場では減っている。その理由を把握しているか。

応募者 : 新型コロナの影響により、インバウンドや、園児の遠足など、大型バスによる来場がなくなったことが大きく影響していると考えている。

委員 : インバウンドの来場目的はトイレ利用などが大きいのではないかと思うが、来場者数からは除いているのか。

応募者 : 除いていない。

応募者：連携について新たな取組みを実施したのでお話ししたい。令和3年度にイベントとして芋ほり体験を企画していたが、緊急事態宣言により中止となってしまったため、職員が芋を収穫し、食材として近隣のこども食堂に提供したことがある。

委員：良い取組みだと思う。PRしたほうがよい。

委員：SNSの活用状況はどうか。

応募者：牛の赤ちゃんの哺乳の様子などをTwitterに投稿した。

委員：フォロワー数を把握しているか。

応募者：正確な数は把握していないが、多くはないと思う。

委員：市民の森はTwitterのフォロワー数やHPアクセス数もかなり増えたと聞いている。まずは隣接施設である市民の森と連携を図ってもよいかと思う。

委員：テレビで取り上げられる際、SNSも併せて周知してもらうことができればフォロワー数が増えると思う。SNS上でも動物は関心が高い分野である。若者はInstagramの利用が多いかと思うので、そちらの利用を検討してもよいと思う。

委員：若者の来場及びSNSでの発信について協力してもらうなど、近隣の大学との連携も可能性があると思う。

応募者：若者をターゲットにした取組みを実施したことはないと思う。検討したい。

委員：高齢者向け施設には施設の案内をしているか。

応募者：年に1度案内しているが、コロナ前ほどの来場はない。一方、放課後等デイサービスの来場者は多いと感じている。

委員：YouTubeは活用しているか。

応募者：1度だけ活用した。来場者に楽しんでもらう企画として、YouTube動画と場内放送を合わせると楽しめる内容とした。

委員：搾乳の様子などを投稿するだけでも見てもらえると思う。

応募者：出産シーンなども見ていただけたらと思う。検討したい。

委員：昨今の雨の影響はどうか。

応募者：令和2年度の台風被害について現在復旧工事が行われているが、雨の影響でさらに被害が拡大している。

委員：公共育成についてお尋ねする。酪農家からの預託頭数が減っているということはあるか。

応募者：高齢化等に伴う廃業により、少しずつ酪農家は減少しており、現在の利用農家数は9戸である。

委員：酪農家の展望は必ずしも明るくないのではないか。預託頭数が減ることで、牧場の維持が難しくなる、という悪循環に至る可能性もあり、公共育成を維持する方策について検討したほうがよいと思う。

(4) 指定管理者の候補者の選定について

<事務局から、選定委員の採点結果を説明>

議長：採点結果をもとに、各応募者に対するご意見をいただきたい。特に、評価した点や、評価できなかった点についてご意見いただければと思う。

①福岡市油山市民の森

委員：施設のPRを充実させている点や、ソロキャンプなどの取組みが継続されている点を評価した。今後、バス利用者層については把握していただければと思う。

委員：園内への目配りが行き届いており、利用者サービスの質が確保されていると感じた。

委員：SNSの活用による集客に努めている点を評価した。

委員：同じく、SNSの活用を評価した。一方で、平日の集客については課題があると思った。

議長：意見が以上であれば、選定委員会としての意見をまとめたいと思う。「一般財団法人 福岡市市民の森協会」を福岡市油山市民の森の指定候補者とするということについて、「問題なし」としてよろしいか。

委員：異議なし

②油山牧場

委員：連携について新たな取組みがみられる点を評価した。牛の飼養に伴い発生する糞尿を活用し、堆肥をつくっていることもPRしてよいと思う。今後も、新たな取組みが出てくることを期待したい。

委員：全体的に、提案内容は標準的だと感じた。

委員 : SNSは検討の余地があると感じた。市民の森との連携を図っていただければと思う。

委員 : 市民の森と同じく、平日の集客については課題がある。公共育成牧場としての機能は酪農家にとって必要であり、今後も頑張って運営していただきたい。

議長 : 意見が以上であれば、選定委員会としての意見をまとめたいと思う。「一般社団法人 福岡市乳牛育成協会」を油山牧場の指定候補者とする事について、「問題なし」としてよろしいか。

委員 : 異議なし

(5) 連絡事項

<事務局より資料⑦について説明>

(6) 閉会